

「定款の施行に関する規則」 新旧対照表

改正案	現 行
<p>第1条～第7条 (略)</p> <p><u>(自主規制法人への情報提供)</u></p> <p><u>第8条 本協会は、定款第4条第1項第2号及び第3号の規定に基づき行った調査のうち、法第85条に規定する自主規制法人が行う法第84条第2項に規定する自主規制業務に必要とされるものについて、当該法人に提供することができる。</u></p> <p>以下略</p>	<p>第1条～第7条 (略)</p> <p>(新 設)</p> <p>以下略</p>